

平成26年度

宇都宮市子ども・子育て会議(第7回教育・保育部会)

利用者負担額(国基準額)の一部変更について

平成27年2月10日

宇都宮市

子ども部 保育課



利用者負担額（国基準額）の一部変更について

- 「子ども・子育て支援新制度」における利用者負担額（以下、「保育料」という。）の国基準額のうち、低所得者世帯階層部分が当初案から変更されたことに伴う本市保育料案について報告するもの

1 保育料の国基準額について

(1) これまでに提示されていた国基準額について（平成26年5月）

現行の保育料（幼稚園は全国の幼稚園保育料の平均額、保育所は国が定める現行保育料）を基本とし、保護者負担額は変わらないよう設定する。

【上記を踏まえた本市の基本的な考え方】

1号認定保育料の設定については、本市に所在する幼稚園における保育料の平均額を基礎とし、保護者負担額が現行より上がることがないように設定する。2号・3号認定保育料の設定については、応能負担の原則に基づき、本市独自に軽減策を実施してきた経緯等を踏まえ、本市の現行の保育所保育料を基本とし、保護者負担額が現行より上がることがないように設定する。

また、利用時間の短い1号認定保育料が、利用時間の長い2号認定保育料を上回ることはないようバランスを考慮し、設定する。

(2) 今般、新たに提示された国基準額について（平成27年1月）

幼児教育無償化に向けた取組（低所得者世帯への支援）を行う。

（具体的には、市民税所得割非課税世帯に係る国基準額について、1号認定保育料のみ当初案の【9,100円】を【3,000円】に引き下げる。ただし、2号・3号認定保育料の国基準額の引き下げは実施しない。）

【本市保育料案における低所得者世帯への対応状況】

本市保育料案については、1号認定保育料と2号・3号認定保育料の階層をそれぞれ細分し、階層区分を一致させた上で、利用時間の短い1号認定保育料が利用時間の長い2号認定保育料を上回ることはないよう全体的なバランスを考慮しながら、所得に応じた独自の軽減を図っており、その結果、これまで以上に子育て世帯への経済的軽減につながるものとなっている。

特に、低所得者世帯に対しては、給付対象施設に通う全ての子どもが市民税均等割非課税世帯を0円としているほか、年収360万円未満の世帯の保育料についても低廉な設定であり、十分配慮したものとなっている。

2 本市保育料案について

今般、変更のあった1号認定の階層における本市保育料案は、市民税所得割非課税世帯【3歳児3,000円、4歳以上児2,000円】、市民税非課税世帯【3歳児・4歳以上児ともに0円】と、いずれも国基準額3,000円の範囲内となっていることから、現行案の通りとする。

なお、次年度以降、低所得者階層における国基準額が、予算の範囲内において、段階的に引き下げられていく可能性があるものの、現時点では実施範囲（対象とする階層や金額等）が不透明であることから、その都度の国の検討結果に応じ、本市保育料についても検討を図るものとする。

<参考> 新たに提示された1号認定子どもにおける保育料（国基準額）と本市保育料案

国基準額			本市保育料案			
(参考) 推定 年収	階層区分	月額	(参考) 推定 年収	階層区分	月額	
					3歳児	4歳以上児
—	①生活保護世帯	0円	—	①生活保護世帯	0円	0円
～270万円	②市民税所得割 非課税世帯	9,100円 → 3,000円	～230万円	②市民税非課税世帯	0円	0円
～360万円	③市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円	～270万円	③市民税所得割 非課税世帯	3,000円	2,000円
～680万円	④市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円	～290万円	④市民税所得割課税額 48,600円以下	5,000円	4,000円
680万円～	⑤市民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円	～360万円	⑤市民税所得割課税額 77,100円以下	7,000円	6,000円
			～410万円	⑥市民税所得割課税額 97,000円以下	9,000円	8,000円
			～440万円	⑦市民税所得割課税額 109,000円以下	12,000円	10,000円
			～580万円	⑧市民税所得割課税額 169,000円以下	14,000円	12,000円
			～680万円	⑨市民税所得割課税額 211,200円以下	15,000円	13,000円
			680万円～	⑩市民税所得割課税額 211,201円以上	21,000円	18,000円

* ただし、給付単価を限度とする。
(給付単価に含む公定価格の加算項目については、現在国で検討中。)